

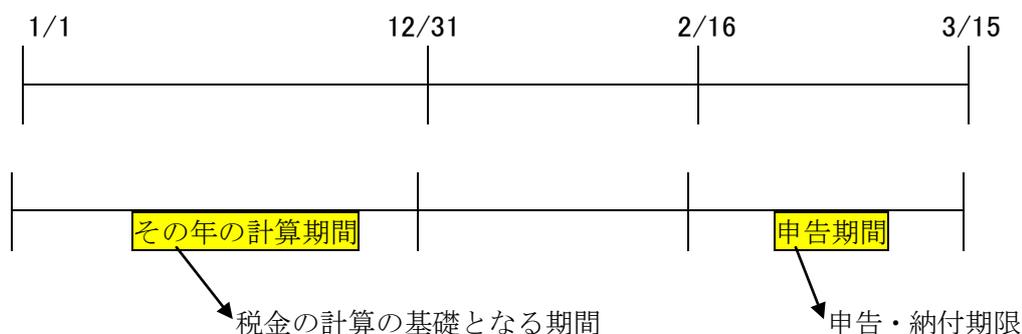
## サラリーマンと所得税

### 1 給与より控除される所得税

本来であれば、事業をやっている者（八百屋さん・大工さんなど）と同様に、その年の翌年2月16日から3月15日までに、各人がそれぞれの住んでいる所の管理する税務署へ行って確定申告をしなければならない。

しかし、今、サラリーマンは数多くいるため、みんなで税務署へ行って行くと、税務署の中が人であふれるどころか、税務署へ行くために有給休暇をとり、かつ、何時間も待たされてイライラさせて行かないという人も多いことだろう。そうすると、正確に税金を計算されずに終わってしまう。

そこで導入されたのが、「年末調整」というシステムである。年末調整とは、給与を支払う者が、給与を支払う際に、その給与の金額に対して、一定の金額を控除して、その年の最後の給与の支払う際に、その年に支払を受けた金額をもとにして計算した税額と給与より天引きされた金額との差額を調整（還付又は徴収）される。



### 2 年末調整とは

年末調整とは、簡単に言えばお勤めをしている人が、給料のみの収入で確定申告するのと同様に、保険料を支払うことによる控除、扶養する人がいることによる控除をすることにより税金を計算することである。ただ確定申告と違うのは、計算をする人が違うことである。年末調整は、会社であれば社長が、個人商店であれば事業主が計算をしなければならないが、確定申告は、自ら税金を計算をして申告・納付をしなければならない。